

Ⅲ 基本計画

第1章

地域の未来を協創する

協働のまちづくり

(原案)

審議会の意見を反映した修正案

第1章（基本目標） 地域の未来を協創する協働のまちづくり

第1節（主要施策） 地域活力の創造

第1項（施策分野） 協働・市民参画

【第1次総合計画での主な取組】

- アンケート調査やパブリックコメントの実施、各種協議会委員の公募等により、市民の市政参画機会の充実を図り、まちづくりへの住民意見の反映に努めました。
- 広報誌、ホームページ、テレビ・新聞等のマスメディアを活用して行政情報の周知・共有化を図りました。
- 地区懇談会やおでかけ講座などを通じて、分かりやすい情報提供に努めるとともに、積極的な行政情報の発信を行いました。
- 「伊那市協働のまちづくり交付金」制度の創設により、地域の課題解決に向け市民や団体が主体となって行う公益的な活動に対し、財政的な支援を行いました。

【施策分野における現状と課題】

- 複雑化・多様化する地域課題への対応や活力ある地域社会の実現には、市民、団体、事業者、行政など、地域社会の担い手が様々な場面で協働し、それぞれが強みを発揮し、弱みを補い合いながら、一体となって社会を支える取組を進めることが求められています。
- 市民と団体等が公共サービスを担う事業が増えているため、団体の自主性と行政支援のあり方を明確にする必要があります。また、まちづくりの担い手となる人材の発掘と育成が求められています。
- 市民からの意見や要望をまちづくりへ反映するため、市民の市政への参画機会を更に充実していく必要があります。
- あらゆる情報媒体を駆使し、市民が必要な時に必要な情報を入手しやすい環境を充実させていく必要があります。

【第2次総合計画における施策と展開方針】

1 自治意識の醸成による協働の推進

- 市民、団体、事業者、行政等が、対等のパートナーとして公共的課題の解決という目標を共有するとともに、まちづくりにおける役割と果たすべき責任を分担し、互いを尊重しながら協力できる体制を整えることにより、自治意識の醸成を図ります。

○協働を実践する各主体の連携を強化するため、お互いの活動に関する情報交換や地域課題について対話する機会の創出に努め、多様な主体による協働事業を推進します。

○行政評価制度の活用や「事務事業の実施における公的関与の見直しに関する指針」などを基に、行政が行うべき事業と市民や民間などが主体的に行う事業の仕分けを実施します。

2 市民参画の充実と人材の育成

○施策の計画段階からの市民参画や審議会委員などの公募、パブリックコメントの実施により、様々な場面で市民が市政へ参画する機会の充実を図り、市政への意見の反映に努めます。

○協働意識の啓発や研修・学習機会の提供により、まちづくりの担い手の発掘と育成に努めます。また、市民や団体などが主体的に取り組む公益的な活動を継続的に発展させていくため、必要な情報の収集・提供に努め、相談・交流の機会を充実するとともに、主体となる担い手の心理的負担を軽減するサポート体制の構築に取り組みます。

3 行政情報の提供と共有化の促進

○高齢者等に対する配慮をしながら、ホームページの充実や行政情報のデジタル化を進めるとともに、情報技術の進展による新たな情報媒体を組み合わせることにより、効果的な情報提供を行います。

○オープンデータの推進により、行政の透明性や信頼性の向上を図るとともに、公共的な課題について市民と行政が一緒になって考え、お互いが主体的に行動できる環境を整備します。

【各主体に期待される役割分担の例】

<p>○市民・地域</p> <ul style="list-style-type: none">➤ 身の回りの問題は、まず個人や家庭が解決にあたり、個人や家庭で解決できない問題は地域で解決する。➤ 自治活動やボランティア活動に対する理解を深め、まちづくりに積極的に参画する。
<p>○事業者等</p> <ul style="list-style-type: none">➤ 事業者としての専門的な知見を活用する。➤ 積極的な社会貢献に努め、様々な形でまちづくりに参加する。
<p>○行政</p> <ul style="list-style-type: none">➤ 多様な主体が力を合わせ、効果的な公共サービスを提供できるよう、協働のルールや仕組みを整える。➤ 市民に開かれた行政を目指し、積極的にまちづくりに関する情報を公開する。➤ 市民が主体となるまちづくりの推進に向けて積極的な支援や援助を行う。

【まちづくり指標（KPI）】

まちづくり指標	現状値		目標値		備考 (数値根拠)
	数値	年度	数値	年度	
<u>審議会等における公募委員の応募倍率（合計）</u>	<u>0.73 倍</u>	<u>2018 (H30)</u>	<u>1.0 倍</u>	<u>2023</u>	
<u>SNSのフォロワー数</u>	<u>949 人</u>	<u>2017 (H29)</u>	<u>1,500 人</u>	<u>2023</u>	

第1章（基本目標） 地域の未来を協創する協働のまちづくり

第1節（主要施策） 地域活力の創造

第2項（施策分野） 地域自治・コミュニティ

【第1次総合計画での主な取組】

- 地域自治の推進や市民の意見を行政に反映させるため、全市域に9つの地域自治区を設置し、それぞれの地域協議会において、地域の課題解決等に向けた取組を行いました。
- 2016年（平成28年）3月に市町村合併時に定めた地域自治区の設置期限を迎えたこと、また、地域協議会の機能等の充実を図るため、地域自治区のあり方を検討するとともに、地域自治区制度の見直しを行いました。
- 自治会への加入に向けた「自治会加入促進パンフレット」と「地域の教科書」の作成及び配布を行いました。
- コミュニティ施設（いきいき交流施設等）の整備及び自治組織への各種支援を行いました。
- 有利な起債制度などを活用して、地域の個性を生かした産業や文化の振興を図るとともに、地域振興活動への支援を行いました。
- 地域活動の活性化に向けた支援を行う中で、地域の担い手の掘り起こしや人材育成に努めました。

【施策分野における現状と課題】

- 防災、環境保全、福祉など多様化する地域課題の解決に向け、地域協議会や地域自治組織（以下、「地域協議会等」という。）の活動の充実を図る必要があります。
- 自治会と行政の連携強化を図るため、事業・会計年度の統一が求められています。
- 核家族化や生活様式の多様化などにより、地域内のつながりが希薄化し、地域活動や地域の文化・伝統の継承などに支障が生じています。
- 本市は、明治から昭和にかけて、歴史的背景や地勢の異なる複数の市町村が合併を繰り返しながら、人々がつながりを深めてきたという歴史があります。様々な地縁のコミュニティが存在する中で、魅力ある地域づくりを進めていくためには、居住する地域に関心を持ち、地域の良さを再確認することが重要であるとともに、市民や地域自らの知恵と工夫による活発な活動を進めていく必要があります。

【第2次総合計画における施策と展開方針】

1 地域自治組織との連携

- 市民とともに運営する市政を構築し、地域協議会等の活動の充実を図りながら、集約された意見などを尊重した施策に取り組みます。
- 市職員の地区担当制度等の活用により、地域の課題解決に向けた自治会の主体的な取組を積極的に支援するとともに、自治会と行政の連携強化に向けた事業・会計年度の統一を図ります。
- 地域活動の継続的实施や地域の文化・伝統の継承を図るため、地域とともに自治会への加入促進策に積極的に取り組みます。

2 魅力ある地域づくりの推進

- 自然・文化・歴史・産業など地域特有の資源の掘り起こしや地域振興に関する活動を積極的に支援することにより、地域の活性化を図ります。
- 地域の担い手となる人材の裾野を広げるための講演会・研修会の開催、郷土愛の醸成を目的とした社会教育活動やキャリア教育の推進、地域おこし協力隊や集落支援員の配置などを通じ、地域の担い手やリーダーを育成するとともに、住民自らが行う地域の活性化に向けた活動への支援を行い、地域力の向上を図ります。
- 地域振興事業を円滑に推進するため、過疎対策事業債など有利な制度の継続・充実について国や関係機関へ継続的に働きかけるとともに、制度を活用して、地域の実情に合った地域活性化策に取り組みます。

【まちづくり指標（KPI）】

まちづくり指標	現状値		目標値		備考 (数値根拠)
	数値	年度	数値	年度	
自治会への加入率	75.1%	2017 (H29)	80.0%	2023	

第1章（基本目標） 地域の未来を協創する協働のまちづくり

第1節（主要施策） 地域活力の創造

第3項（施策分野） 人権尊重社会

【第1次総合計画での主な取組】

- 差別をしない心、差別を許さない心を育むため、保育園、学校での人権同和教育を推進しました。
- 人権尊重意識の向上を図るため、企業や地域で社会人権同和教育を推進しました。
- 人権侵害について関係機関で連携して対応する体制の整備を行いました。

【施策分野における現状と課題】

- 性別、子ども、高齢者、障害者、外国人、犯罪被害者などに対する様々な差別などの問題は今も存在しています。
- 部落差別問題については、2016年（平成28年）12月に「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行され、相談体制の充実や、部落差別解消のための教育・啓発に取り組むことが求められています。
- インターネットやSNSの普及により、インターネット上のいじめや人権侵害が問題となっています。
- 人権問題の把握や問題解決について、関係機関が連携した的確な対応が必要です。

【第2次総合計画における施策と展開方針】

1 人権意識の醸成と人権を守る取組

- 年齢に応じた人権教育や、社会人権教育、企業人権教育を推進し、互いに尊厳を認め人権を尊重する心を育成します。
- 関係機関と連携して、人権侵害があったとき、安心して相談できる窓口や支援体制を構築します。

第1章（基本目標） 地域の未来を協創する協働のまちづくり

第1節（主要施策） 地域活力の創造

第4項（施策分野） 男女共同参画社会

【第1次総合計画での主な取組】

- 固定的な性別による役割分担意識の解消に向け、講演会や啓発活動を行いました。
- 施策・方針決定過程への女性参画を拡大するため、区の組織や審議会などにおける女性登用を推進しました。
- 女性に対する暴力根絶についての啓発及び女性相談支援体制の整備・充実を図りました。
- ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向け、「イクボス・温か（あったか）ボス宣言」を推進しました。

【施策分野における現状と課題】

- 固定的な性別による役割分担意識や慣習・しきたりが家庭や地域に残っており、依然として、社会的に解消されていない現状があります。
- 複雑・多様化する社会において、施策形成、地域自治や雇用など、あらゆる分野で多様な視点を取り入れる必要があり、更なる女性の活躍が求められています。
- 男女共同参画社会を形成するため、ドメスティック・バイオレンス（DV）や性犯罪などの人権侵害を根絶する取組が必要です。
- 男女が共に尊敬し、お互いの能力を認めた上で、あらゆる分野や場面で性別に関係なく能力を発揮できる社会が求められています。

【第2次総合計画における施策と展開方針】

1 男女共同参画社会の土台づくり

- 固定的な性別による役割分担意識を取り除くため、講演会、各種講座などの開催や、啓発事業により市民の意識改革を推進します。
- 幼少期から、性別に関わらず、個性と能力を発揮して、自らの生き方を確立する意識が育つよう、様々な場面で教育を推進します。
- あらゆる暴力を根絶するため、暴力は、性別や加害者、被害者の間柄を問わず、決して許されるものではないという正しい知識を習得する学習の機会を確保します。
- ドメスティック・バイオレンス（DV）被害者等が安心して相談できる窓口の周

知と、支援体制づくりを進めます。

2 女性活躍の推進

- 各分野における施策・方針決定過程へ女性の参画を拡大するため、各種審議会や地域の役員などへの女性の登用を推進します。
- 働きたい人が性別に関係なくその能力を十分発揮できるまちづくりを実現するため、子育てや介護に対する支援体制の整備を行い、ワーク・ライフ・バランスの推進に努め、誰もが活躍できる社会の実現を目指します。
- 男女ともに活躍できる働きやすい職場環境づくりについて、企業への働きかけを行います。

【まちづくり指標（KPI）】

まちづくり指標	現状値		目標値		備考 (数値根拠)
	数値	年度	数値	年度	
「男女共同参画社会」の言葉と内容を知っている人の割合	41.8%	2016 (H28)	100%	2023	第3次伊那市男女共同参画計画目標値 80% (2021年)
「ワーク・ライフ・バランス」の言葉と内容を知っている割合	29.7%	2016 (H28)	50%	2023	// 目標値 40% (2021年)
<u>地域防災について女性の関わりが重要だと思う人の割合</u>	=	<u>2016 (H28)</u>	<u>90%</u>	<u>2023</u>	<u>//</u> <u>目標値 30%</u> <u>(2021年)</u>
審議会等委員などにおける女性委員の割合	25.4%	2016 (H28)	30%	2023	

第1章（基本目標） 地域の未来を協創する協働のまちづくり

第2節（主要施策） 市民の視点に立った行財政運営

第1項（施策分野） 行政運営

【第1次総合計画での主な取組】

- 「伊那市行政改革大綱」に基づき、簡素で効率的な組織づくりを進めるとともに、「伊那市定員適正化計画」による職員の削減と定数管理に取り組みました。
- 行政内部の横断的連携を強化することにより、円滑な事務事業の推進を図るとともに、「伊那市総合計画」を始めとする各種計画に基づき行政運営に取り組みました。
- 「人材育成基本方針」に基づき、職員に自己研さんを促すとともに、人事評価や昇格候補者試験などを人事や処遇に反映させることにより、職員の意識や資質向上、組織の活性化を図りました。
- 現場主義を徹底するとともに、地域活動に対する職員の積極的な参画や接遇研修などを通じて、職員の意識改革と資質向上に努めました。
- 事業の実施結果を検証する行政評価については、評価の客観性や透明性を高めるとともに、限られた経営資源の有効活用を図るため、従来から行っている内部評価に加えて、市民の視点から評価を行う外部評価の仕組みを導入しました。
- 戸籍・住民基本台帳異動入力業務、上下水道事業窓口業務を民間事業者へ委託することにより、行政コストの削減及び窓口業務サービスの向上を図りました。
- 個人情報保護に配慮した適正な情報公開制度の運用を行うとともに、より積極的な情報公開に努めました。
- 公共工事の入札方法として、手続きの透明性・公平性・競争性・経済性を最も確保することができる一般競争入札を推進しました。

【施策分野における現状と課題】

- 真に必要な市民サービスを意識し、提供していくため、複雑・多様化する行政課題に柔軟かつ迅速に対応できる組織体制の整備や職員一人ひとりの意識改革と能力の向上が求められています。
- 「第2次定員適正化計画」に基づく職員数の削減は、数値目標を上まわるペースで進んでいますが、変化する社会情勢や市民ニーズに限られた職員数で対応していくためには、前例にとらわれることなく、事業のスクラップ・アンド・ビルドを実施し、業務の効率化や迅速化に取り組むことが求められています。
- 従来多くの事業が、行政主体で実施されてきたため、市民と行政双方に、全ての

公共サービスは行政が直接行わなければならないという意識が強く存在していますが、最小の資源（人材・施設・財源）で最大の効果を生み出すため、従来の行政と民間の役割分担を見直していく必要があります。

- 行政に対する要望が多様化しているため、常に行政情報の公開を行いながら、様々な方法で市民の意見を聴き、それを施策に生かすシステムを構築する必要があります。

【第2次総合計画における施策と展開方針】

1 質の高い行政組織の構築

- 行政課題に柔軟かつ迅速に対応できる組織体制を整備するとともに、行政内部の横断的な連携の強化を図り、市民から信頼される行政組織を構築します。
- 職員の能力開発に向けた研修の実施や職場内で人を育てる風土を醸成するとともに、職員一人ひとりの意識改革や資質向上を図ります。

2 市民の視点に立った行政サービスの提供

- 事務事業の有効性、妥当性について継続的に見直しを行い、既に目的を達成したものと市民ニーズに沿わないものは、廃止、縮小、統廃合を推進し、緊急度や優先度の高いものから実施することにより、業務の効率化や迅速化を図ります。
- 市政方針に関する各種計画に基づき、事務事業の円滑な推進を図るとともに、市民にとって分かりやすく丁寧な対応やサービスのワンストップ化など、市民の視点に立った行政サービスの提供に努めます。

3 民間活力導入の推進

- 行政改革大綱及び公的関与の見直しに関する方針に基づき、行政サービスの最適化及び効率的で効果的な施設運営を図るため、市民との協働や業務委託、指定管理者制度の活用などにより、民間活力の導入を推進します。

4 意見を生かす仕組みづくり（情報の提供と聴取）

- 広報紙や公式ホームページなどのあらゆる媒体を活用して行政情報の公開に努め、市民の市政への参画を促すとともに、市民福祉の向上のため、常に市民要望の把握に努めます。
- 個人情報保護に配慮した適正な情報公開制度の運用を行うとともに、より積極的な情報公開に努めます。
- 市の保有する情報のオープンデータ化により、民間サービス創出の促進と官民連携による創意工夫を生かした多様な公共サービスの提供を目指します。

【まちづくり指標（KPI）】

まちづくり指標	現状値		目標値		備考 (数値根拠)
	数値	年度	数値	年度	
正規職員数	616 人	2017 (H29)	588 人	2023	
市政に対する市民の総合満足度	72.9%	2017 (H29)	75%	2023	市民アンケート調査

第1章（基本目標） 地域の未来を協創する協働のまちづくり

第2節（主要施策） 市民の視点に立った行財政運営

第2項（施策分野） 財政基盤

【第1次総合計画での主な取組】

- 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律(2007年(平成19年)法律第94号)」(以下「健全化法」という。)に基づく財政指標の公表や公会計制度改革などにより財政の透明性を高め、公営企業を含めた市政全般について、自主性・自立性の高い健全な運営に努めました。
- 2010年(平成22年)11月に策定した「伊那市財政健全化プログラム」及び2016年(平成28年)3月に策定した「第2次伊那市財政健全化プログラム」により、収入の確保と支出の削減に取り組みました。
- 市町村合併による地方交付税の優遇措置やプログラムの効果などにより、地方債の残高の縮減や基金の積み増しを行った結果、実質公債費比率や将来負担比率が着実に改善しました。
- 市税の適正な課税や受益者負担の適正化を図るとともに、徴収対策の強化により、税・料金などの収納率の向上、未収金の抑制に努めました。
- 不要な公有財産の売却、ネーミングライツを始めとする新たな広告収入、ふるさと納税制度の活用等により、自主財源の確保に努めました。
- 事業の実施に当たっては、国・県などの補助制度を積極的に活用して財源を確保するとともに、地方債の借入れは、合併特例債や過疎債などの有利な制度を活用し、健全財政の確保に努めました。
- 財政援助団体が、市の出資目的を達成するために効率的な事業を行うよう、経営指導や監査を行いました。
- 指定管理者制度を導入し、制度趣旨に沿った管理運営を行うとともに、ガイドラインの見直し及び指定管理状況の総合評価制度の導入について検討を行い、指定管理者施設所管課への説明会を開催し、総合評価制度導入の徹底を図りました。
- 公共施設を経営的な視点でとらえ、管理運営していくため、「伊那市公共施設等総合管理計画」を策定し、公共施設の適正管理に努めました。

【施策分野における現状と課題】

- 健全化法に基づく財政指標は、いずれも早期健全化基準を下回っており、当市の財政は健全な状態です。しかしながら、実質公債費比率については、県内他市と比較して高くなっています。

- 市町村合併による地方交付税の優遇措置の段階的な縮減が始まり、今後、2020年度にかけてさらに減少していきます。
- 合併特例債の借入可能期間が2020年度に終了しますが、市民生活に必要なハード整備は今後も続きます。
- 地方が特徴を生かした自立的で持続的な社会を創生する「地方創生」に積極的に取り組んでいますが、少子高齢化の進行による社会保障費の増加などにより国の財政状況は厳しくなると見込まれており、今後、地方交付税の削減など、地方への負担転嫁も予想され、大きな不安材料となっています。
- 用途を廃止した土地や建物など、多くの普通財産を保有しているため、処分又は活用を進める必要があります。
- 全庁横断的な徴収体制の確立により、未収金解消に成果が出ていますが、自主財源の確保と市民の税・料金負担の公平性を確保するため、引き続き適正な債権管理に努める必要があります。
- 国では地方行政サービス改革を推進しており、民間委託の推進や指定管理者制度の活用など、行政サービスのオープン化、アウトソーシング等の推進を図る必要があります。
- 公共施設等の維持・更新経費の増大が見込まれる中、いかにして計画的かつ効率的に、それに対応していくかが、公共施設管理の課題となっています。

【第2次総合計画における施策と展開方針】

1 健全な財政基盤の確立

- 事業の「選択と集中」により、優先順位を明確にするとともに、「財政健全化プログラム」により、あらゆる角度から収入の確保と支出の削減に努めます。
- 国・県などの補助制度を積極的に活用するとともに、地方債の借り入れは、交付税措置率の高い地方債制度を調査・検討し、必要に応じて活用することで、健全財政の確保を図ります。
- 財政指標の公表などにより、財政運営の透明性を確保しつつ、財政の健全な状態の維持に努めます。

2 自主財源の確保

- 国等からの財源に左右されない足腰の強い財政基盤の確立を目指し、積極的な自主財源の確保に努めます。
- 活用されていない公有財産について、用途変更や売却の検討を積極的に行い、財源の確保と維持管理経費の削減を図ります。
- ふるさと納税制度を積極的に活用し、本市の目指すまちづくりへの支援を募るとともに、貴重な財源として、ふるさと寄付金の有効活用にも努めます。
- 市税の適正な課税や受益者負担の適正化に努め、徴収対策の強化を図り、税・

料金などの収納率の向上と自主財源の確保に努めます。

- 「徴収対策プログラム」に基づき全庁横断的な徴収業務のマネジメントを行うことにより、未収金の新規発生の抑制と発生後の早期対応に努めます。

3 公共施設等の適正管理

- 「公共施設等総合管理計画」に基づき、公共施設等の安全性、利便性、快適性等、市民サービスの水準を維持しつつ、施設の集約化・複合化等による更新、適切な維持管理・改修による長寿命化などを促進します。
- 「公共施設等総合管理計画」の下位計画として、全ての公共施設等を対象に「個別施設計画」を策定し、各施設の老朽度合いや、利用状況を検証するとともに、維持更新費用と中長期的な財政見込みとの整合を図るなかで、施設の統廃合、長寿命化に向けた方策などを具体的に決定し、計画的に実施します。

【まちづくり指標（KPI）】

まちづくり指標	現状値		目標値		備考 (数値根拠)
	数値	年度	数値	年度	
実質公債費比率	9.9%	2016 (H28)	9.6%	2023	
将来負担比率	—	2016 (H28)	13.4%	2023	
市税収納率	<u>97.24%</u>	<u>2017</u> <u>(H29)</u>	<u>98.00%</u>	<u>2023</u>	

※市税収納率は、国民健康保険税を除く市税一般税の現年度課税分＋滞納繰越分

第2章

自然と調和した

環境にやさしいまちづくり

(原案)

審議会の意見を反映した修正案

第2章（基本目標） 自然と調和した環境にやさしいまちづくり

第1節（主要施策） 豊かな自然との共生

第1項（施策分野） 自然

【第1次総合計画での主な取組】

- 市民と連携した河川一斉清掃や市内河川での水質検査を行い水環境の保全に取り組むとともに、河川への油流出事故などに対応しました。
- 森林の管理、自然環境保全に向け「伊那市50年の森林（もり）ビジョン」を策定し、推進するとともに、友好都市における啓発事業として移動教室事業や都内の高校生による奉仕合宿事業を受け入れました。
- 環境教育を推進するため、小学生を対象に子どもエコツアーの開催や、伊那市学校給食食農体験事業、保育園でのシンボルツリーや「がるがるっ子」など、幼少期から地球環境問題や省エネ、自然に親しむ取組を行いました。
- 自然環境の保全を図るため、衛生自治会を中心にアレチウリの市全域の一斉駆除を行うとともに、オオキンケイギク、ビロードモウズイカ等の外来生物（植物）駆除活動を行いました。
- 生態系の維持に向け、新山トンボの楽園や横山ザゼンソウの保護活動への支援、ライチョウサポーターの養成と保護啓発を行いました。また、山岳環境の保全のため携帯トイレの普及を推進しました。
- 関係機関と連携し、南アルプス世界自然遺産登録に向けた取組を進め、南アルプスの特徴ある地形・地質や自然景観を核とした世界ジオパーク認定に向けた取組や、南アルプスの生態系や生物多様性を核としたユネスコエコパーク登録に向けた取組を推進しました。

【施策分野における現状と課題】

- 水環境の保全に向け、河川における水質の改善や水辺の環境維持、地下水源の不要な採取の防止など、人為的な被害を防止する対応が求められています。
- 自然環境の保全に向け、里山を含む森林に対する市民の理解と意識の向上が求められています。
- 子どもへの環境教育プログラムは定着してきましたが、保育園、学校で学んだことが家庭や地域での広がりにつながるように今後も継続していく必要があります。
- 外来生物の生育域拡大により在来種への影響が懸念されています。そのため、繁殖している外来生物への対応のあり方が求められています。

- 2014年(平成26年)に、南アルプスがユネスコエコパークに登録となりました。
また、行政の取組だけでなく、地域団体の連携により、持続的に保護・活用する仕組みづくりが求められています。

【第2次総合計画における施策と展開方針】

1 水環境の保全

- 森林整備による治山・治水や水源のかん養、河川清掃の実施により、市内河川の水質改善等を進めます。また、天竜川水系水質保全連絡協議会などとも連携し、事故等に対応します。

2 自然環境の保全

- 生物多様性を中心とした自然環境の保全と向上、森林生態系の健全性と活力の向上に努めるとともに、ごみの不法投棄やポイ捨ての禁止など、環境の保全に向けた啓発活動を推進します。

3 環境教育の推進

- 市民一人一人に対し、ごみの分別、自然保護、省エネ、温暖化防止など環境に対する意識の向上と正しい情報の共有を図りながら、環境にやさしい習慣や行動が定着するよう環境教育を推進していきます。

4 生態系の維持

- 希少な動植物の保護及び生息・生育できる環境を守り、動物と人間が共存できる自然環境をつくるとともに、在来種の保護のため特定外来生物の駆除を進めます。

5 南アルプスの保全・活用

- ユネスコエコパークに関係する3県10市町村で連携し、広域的に南アルプスの保全・活用に取り組みます。また、日本ジオパークとしての取組では、南アルプスの特徴ある地形・地質や自然景観が貴重な資源であることを認識し、保全に対する意識の向上につながるよう普及啓発の活動に努めます。

【まちづくり指標（KPI）】

まちづくり指標	現状値		目標値		備考 (数値根拠)
	数値	年度	数値	年度	
環境基準類型（三峰川）	A	2013 (H25)	A <u>(計画期間中 Aを維持)</u>	2018	長野県水質 測定計画

第2章（基本目標） 自然と調和した環境にやさしいまちづくり

第1節（主要施策） 豊かな自然との共生

第2項（施策分野） 景観形成

【第1次総合計画での主な取組】

- 景観行政を推進するため、景観行政団体へ移行し「伊那市景観計画」の策定及び景観条例の制定を行いました。
- 景観整備事業補助金要綱の改定などを行い、景観形成に係る住民協定地区内の活動に対する支援の充実を図りました。
- 市内各地域の身近な景観について、市民が認識を深め、各地域共有の景観育成の方向を探ることを目的としたイベント「ふるさと景観ウォッチング」を実施しました。
- 関係機関が連携して産学官の組織（三風の会）を立ち上げ、伊那谷の原風景の継承に係る取組を行いました。
- 地域住民・地域団体・企業・学校等が道路の里親となり、清掃・美化活動を行う「伊那市うるおいの郷づくりふれあい事業」（伊那市アダプトシステム）及び「信州ふるさとの道ふれあい事業」（長野県アダプトシステム）等の取組により、良好な景観づくりに努めました。
- 「日本一の桜の里づくり計画」に基づき、伊那市振興公社と連携し地域の桜の保護育成の主体となる地域桜守の育成や、桜の管理指導、市内公共施設の桜の管理を行いました。
- 桜の植樹希望団体に苗木の配布を行うとともに、森林整備の際に山桜の保護のお願いを行いました。
- 信州伊那アルプス街道推進協議会による、優れた原風景を後世に残す取組を通じて、地域活性化、観光振興につながる情報、意見交換、地域間交流等を推進しました。
- 高遠町地域の「日本で最も美しい村」連合への加盟により、自信と誇りを持って心豊かに暮らせる活力ある地域づくりを推進しました。

【施策分野における現状と課題】

- 本市の良好な景観は、かけがえのない市民共通の財産であり、先人から受け継いだ本市らしいふるさとの景観を守り育て、将来に引き継いで行く取組を充実する必要があります。
- 本市では現在「長野県屋外広告物条例」を適用していますが、屋外広告物は景観

を構成する重要な要素であることから、「伊那市景観計画」の地域特性に応じた市独自の屋外広告物の表示、設置のルールを定める必要があります。

- 国道 153 号伊那バイパス及び国道 153 号伊駒アルプスロード沿線における、周辺の良い環境・景観の形成や保持のため、地域の特性に応じた対策を講じる必要があります。
- 美しく映えるアルプスの山々を眺望できる上伊那共通の景観を保全するため、上伊那圏内の各地域でのきめ細かな景観形成への配慮と共通の財産である眺望景観を守る基準やテーマを共有・連携を図る必要があります。
- アダプトシステム協定団体が固定化しており、新たな地域の加入を促す必要があります。
- 「日本一の桜の里づくり計画」の推進のため、今後更に計画理念の浸透と、地域桜守の活動についての P R 及び後進の育成に力を注ぐ必要があります。

【第 2 次総合計画における施策と展開方針】

1 景観計画に基づく施策の推進

- ふるさとの景観を守り育てるため、啓発活動や景観教育を推進し、景観形成基準等の周知に努めます。また、景観に大きな影響を与える屋外広告物等の規制・誘導を図るため、本市の特性をふまえ独自の屋外広告物看板の表示ルールを定める屋外広告物条例の制定に取り組みます。
- 城下町としてのまちなみ形成のため、高遠町（国道 361 号）における無電柱化事業を進めるとともに、新たな無電柱化整備箇所の検討、選定を行うことにより景観整備を推進します。

2 景観形成活動への支援

- 三風の会など市民・事業者・行政の協働による、良好な景観形成の活動に積極的に取り組むとともに、住民協定締結に向けた支援を行います。
- アダプトシステムの活動を支援するとともに、広報活動などにより協定団体の拡大を推進します。

3 日本一の桜の里づくりの推進

- 市の花である「さくら」によるまちづくりを積極的に進めるため、「日本一の桜の里づくり計画」について、新たな植樹も含め計画の見直しを行い、事業を推進します。

4 自然景観の保全

- 二つのアルプスや清流、段丘緑地など、本市の特色ある景観を守る取組を、信州伊那アルプス街道推進協議会等の景観形成活動団体と連携し推進します。

- 「日本で最も美しい村」連合に加盟する高遠町地域を始め、伊那ならではの美しい日本の原風景を保全します。

【まちづくり指標（KPI）】

まちづくり指標	現状値		目標値		備考 (数値根拠)
	数値	年度	数値	年度	
景観育成住民協定締結数	13 件	2017 (H29)	15 件	2023	
伊那市うるおいの郷づくりふれあい事業協定締結数	11 件	2017 (H29)	13 件	2023	

第2章（基本目標） 自然と調和した環境にやさしいまちづくり

第2節（主要施策） 環境にやさしい循環型社会の実現

第1項（施策分野） 地域環境

【第1次総合計画での主な取組】

- 伊那市環境基本計画に沿って、自然環境の保全、ごみ~~の~~減量~~化~~、温暖化防止、環境教育等の事業を進めました。
- 伊那市地球温暖化対策地域エコリーダー協議会において、温室効果ガス排出抑制対策~~を企画し、実践して~~きました。
- 省エネルギーの普及促進に向け、省エネ・節電対策の啓発を行い、二酸化炭素排出抑制量や省エネのメリットを広報しました。
- 公害防止の取組として、野焼き、騒音、振動、悪臭などの苦情への対応、自動車騒音常時監視による調査及び面的評価を行いました。
- 空間放射線量の公表や高濃度の光化学オキシダントや微小粒子状物質（PM2.5）汚染による健康被害の防止のため、県と連携し、注意喚起や情報提供、伝達訓練を行いました。

【施策分野における現状と課題】

- 温室効果ガス排出量を削減するため、市民・事業者・行政が身近なことから継続的な取組を進めるとともに、さらなる意識の高揚を早急に進める必要があります。
- 省エネへの取組は、環境面・経済面でも効果が大きいことから、省エネ相談の機会の充実が必要です。
- 省エネへの具体的な取組について啓発を継続的に行っていますが、日常的取組みの浸透度合いの把握が難しい状況にあります。また、省エネ効果や成果を実感できる方法を取り入れていく必要があります。
- 公害の苦情対応については、生活様式変化や地域の繋がり希薄化などにより、苦情の種類や状況も多様化してきており、対応に苦慮する場面もあります。野焼きについては減少していないので、一層の啓発が必要となります。
- 廃棄物の発生抑制「3R（スリーアール）」の取組は浸透してきていますが、循環型社会構築のため更に推進する必要があります。

【第2次総合計画における施策と展開方針】

1 環境基本計画の推進

- 地球の中の伊那市であることを再認識し、世界を見据えて SDGs を意識しながら、身近な住民の利益を最優先に考える「伊那モデル」を立案します。
- 住民が意識的に自然環境の保全に取り組むことで、人と自然が共生する社会の構築に努めます。
- パリ協定に基づく温室効果ガスの削減目標を見据え、地球温暖化対策実行計画（区域施策）を環境基本計画に組み入れ推進します。

○廃棄物の発生抑制「3R」の啓発をより一層推進します。

2 省エネルギー普及の促進

- 家庭におけるエネルギー使用の6割を占める電気使用量の削減に向け、省エネ家電・LED照明灯への買替えやこまめな省エネ行動を促進します。
- 本市の温室効果ガス排出量の約25%を占める自動車からの二酸化炭素を削減するため、エコドライブ・公共交通機関の利用を推進します。
- うちエコ診断（家庭）や省エネ診断（事業所）の推進を図ることで、民生家庭部門における無理のない省エネ・節電を進めていきます。

3 公害防止への取組

- 継続的に騒音調査を行い、現状と変化を把握し、まちづくりや住みよい住環境整備に生かしていきます。
- 空間放射線量については、県の調査結果を注視し、必要な情報を市民に発信していきます。
- 光化学オキシダントやPM2.5については、県からの情報を適切に、市民に向け発信していきます。

【まちづくり指標（KPI）】

まちづくり指標	現状値		目標値		備考 (数値根拠)
	数値	年度	数値	年度	
<u>省エネ診断実施数（累積値）</u>	<u>4件</u>	<u>2017 (H29)</u>	<u>30件</u>	<u>2023</u>	<u>長野県地球温暖化防止活動推進センター</u>

第2章（基本目標） 自然と調和した環境にやさしいまちづくり

第2節（主要施策） 環境に優しい循環型社会の実現

第2項（施策分野） 低炭素社会

【第1次総合計画での主な取組】

- 2016年度（平成28年度）に再生可能エネルギーの普及、利用促進に向け伊那市二酸化炭素排出抑制計画を策定しました。
- 友好提携を結んでいる東京都新宿区と締結した「地球環境保全のための連携に関する協定」の期間延長を行う運びになり、引き続き新宿区とのカーボン・オフセット事業に取り組みました。（協定締結：2008年（平成20年）2月）
- 公共施設にペレットストーブや太陽光発電システムを導入するとともに、市民・企業等に設備導入補助、土地改良区への水力発電施設設置補助を行いました。
- 本市における小水力発電の方向性について研究を行い、地域おこし協力隊（自然エネルギーコンダクター）による再生可能エネルギー等の啓発活動（講座・イベント）を行いました。

【施策分野における現状と課題】

- 本市が持つ豊かな森林や水を利用するエネルギーの地産地消を進めるため、市民・企業・行政が連携し、再生可能エネルギーの積極的な創出と利活用、エネルギーを賢く使うまちづくりを目指す必要があります。
- 豊かな自然環境の保全と持続可能なまちづくりを進めるため、市民・企業・行政が連携し、目に見える二酸化炭素排出抑制の具体策を定め、継続的に取り組む必要があります。

【第2次総合計画における施策と展開方針】

1 伊那から減らそう **CO₂!!**

- 一つの事業者として率先し、市有施設における再生可能エネルギーの導入やエネルギー機器の高効率化を進めます。
- 家庭や事業所における照明のLED化、エネルギー機器の高効率化、木質バイオマスボイラー等の導入を促進します。
- 政府の地球温暖化対策計画に基づき、本市の温室効果ガス排出量を、2030年度において、2013年度（平成25年度）に比して26%削減します。
- 伊那市50年の森林（もり）ビジョンと連携した、森林資源と水資源のエネルギ

一化を進めます。

2 再生可能エネルギー導入の促進

- 伊那市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に掲げた目標達成のため、すべての市有施設に再生可能エネルギーの導入を進めるとともに、市民・企業へ再生可能エネルギーの導入を推進していきます。
- 再生可能エネルギーによる地球温暖化防止を広く市民に啓発することにより、市民の理解と関心を高めます。
- 再生可能エネルギーを中心とする発電事業者及び民間企業等との連携についても検討し、地域での地産地消の実現を目指します。

【まちづくり指標（KPI）】

まちづくり指標	現状値		目標値		備考 (数値根拠)
	数値	年度	数値	年度	
<u>市有施設における二酸化炭素排出量</u>	<u>14,054t</u>	<u>2013 (H25)</u>	<u>8,432t</u>	<u>2030</u>	
<u>ペレットボイラー温風機等木質バイオマス熱供給設備の設置数</u>	<u>14台</u>	<u>2016 (H28)</u>	<u>65台</u>	<u>2027</u>	